

# 兵庫県公報

平成30年7月24日 火曜日 第3022号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

| 告 示   | ページ |
|---|-----|
| ○ 被災者生活再建支援法の対象となる自然災害（復興支援課）                         | 1   |
| ○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）                       | 1   |
| ○ 同 上（同）  | 2   |
| ○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）                                  | 2   |
| ○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）                                | 2   |
| ○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）            | 3   |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）                                | 3   |
| ○ 同 上（同）  | 4   |
| ○ 公共測量が終了した旨の通知（同）                                    | 4   |
| ○ 同 上（同）  | 4   |
| ○ 同 上（同）  | 4   |
| ○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可（平成30年近畿地方整備局告示第113号）（道路<br>街路課） | 5   |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）                               | 5   |
| ○ 同 上（同）  | 5   |
| <b>公 告</b>  |     |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧<br>（砂防課）   | 6   |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の<br>閲覧（同）   | 6   |

## 告 示

### 兵庫県告示第679号

平成30年7月5日、宍粟市の区域内において発生した平成30年7月豪雨による災害を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となる自然災害とする。

平成30年7月24日

兵庫県知事 井戸敏三



### 兵庫県告示第680号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年7月9日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年7月24日

兵庫県知事 井戸敏三

| 事業名 | 地区名 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|-----|-----|-------|-------|
|     |     |       |       |

|            |       |                            |       |
|------------|-------|----------------------------|-------|
| 農村地域防災減災事業 | 大内池地区 | 平成30年7月24日から<br>同 年8月13日まで | 篠山市役所 |
|------------|-------|----------------------------|-------|



**兵庫県告示第681号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年7月9日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 事 業 名        | 地 区 名   | 縦覧の期間                      | 縦覧の場所 |
|--------------|---------|----------------------------|-------|
| 水利施設等保全高度化事業 | おおや高原地区 | 平成30年7月24日から<br>同 年8月13日まで | 養父市役所 |



**兵庫県告示第682号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成30年7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
姫路市夢前町山之内字柳谷丁317の60
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字柳谷丁317の60（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第683号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
姫路市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第684号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

| 発起人の住所及び氏名  | 加入区 | 漁船損害等補償法第112条第1項に規定する<br>申出をする漁業協同組合の名称 |
|---|-----|---|
| 兵庫県淡路市富島367—15<br>福 原 孝 文<br>同 県同 市富島925—2<br>小 西 孝 幸 | 富島  | 富島漁業協同組合                                |
| 兵庫県淡路市室津2470—2<br>松 下 時 久<br>同 県同 市室津1944<br>浜 田 伸 彦  | 室津浦 | 室津浦漁業協同組合                               |

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成30年 7月24日から同年 8月 7日まで
- (2) 縦覧場所 富島加入区 兵庫県淡路市富島字小倉浜940番地先 富島漁業協同組合  
室津浦加入区 同 県同 市室津字宮田2534番地先 室津浦漁業協同組合



**兵庫県告示第685号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間  
平成30年 6月26日から同年12月19日まで
- 3 作業地域

姫路市の一部



**兵庫県告示第686号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、太子町JR網干駅西南土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成30年 7月 1日から同年 9月30日まで
- 3 作業地域  
太子町竹広地内



**兵庫県告示第687号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成30年 5月 7日から同年 6月19日まで
- 3 作業地域  
尼崎市稲葉荘四丁目、水堂町四丁目及び南武庫之荘十二丁目地内



**兵庫県告示第688号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、伊丹市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
平成30年 1月 4日から同年 3月31日まで
- 3 作業地域  
伊丹市の一部



**兵庫県告示第689号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宝塚市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
平成30年 2月26日から同年 3月31日まで
- 3 作業地域

宝塚市の一部



**兵庫県告示第690号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成30年近畿地方整備局告示第113号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3. 3. 211号塚口長尾線
- 2 施行者の名称  
兵庫県
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
兵庫県伊丹市昆陽泉町3丁目及び4丁目、昆陽南1丁目並びに昆陽東5丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第691号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年7月24日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年7月24日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名      | 道 路 の 区 域                           |    |                 |               |    |
|-------------------|-------------------------------------|----|-----------------|---------------|----|
|                   | 区 間                                 | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>下 滝 野 市 川 線 | 加西市和泉町字西浦96番3から<br>同 市西野々町字宮後88番1まで | 旧  | 5.0から<br>26.0まで | 297.0         |    |
|                   |                                     | 新  | 9.0から<br>26.0まで | 296.0         |    |



**兵庫県告示第692号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年7月24日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年7月24日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名 | 道 路 の 区 域 |    |                 |               |    |
|--------------|-----------|----|-----------------|---------------|----|
|              | 区 間       | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
|              |           |    |                 |               |    |

|               |                                      |   |                  |       |
|---------------|--------------------------------------|---|------------------|-------|
| 国道<br>4 8 2 号 | 美方郡香美町小代区神水18番1から<br>同 郡同 町小代区域山4番まで | 旧 | 6.0から<br>17.0まで  | 150.0 |
|               |                                      | 新 | 12.0から<br>17.0まで | 150.0 |

公 告

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                  | 指 定 の 区 域      | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------------|----------------|---------------------|
| 畑(2)Ⅱ<br>(121000132) | 加西市畑町（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年 8月1日（水）から同月15日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び加西市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課  
〒673-1431 兵庫県加東市社字西柿1075-1

(3) 提出期限

平成30年 8月15日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年10月15日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                  | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|----------------------|-------------------|---------------------|-------------------------------|
| 古坂Ⅱ<br>(121000005)   | 加西市北条町古坂(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 黒駒Ⅱ<br>(121000006)   | 加西市北条町黒駒(別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 小谷Ⅱ<br>(121000007)   | 加西市北条町小谷(別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 畑Ⅱ<br>(121000008)    | 加西市畑町(別図4のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 西谷Ⅱ<br>(121000009)   | 加西市西谷町(別図5のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 吸谷AⅡ<br>(121000011)  | 加西市吸谷町(別図6のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 吸谷BⅡ<br>(121000012)  | 加西市吸谷町(別図7のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 福居AⅡ<br>(121000013)  | 加西市福居町(別図8のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 福居BⅡ<br>(121000014)  | 加西市福居町(別図9のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |
| 畑(2)Ⅱ<br>(121000132) | 加西市畑町(別図10のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図10のとおり                      |
| 吸谷川2Ⅰ<br>(221000007) | 加西市吸谷町(別図11のとおり)  | 土石流                 | 別図11のとおり                      |
| 西谷2Ⅰ<br>(221000015)  | 加西市西谷町(別図12のとおり)  | 土石流                 | 別図12のとおり                      |

(別図1から別図12までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年8月1日(水)から同月15日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び加西市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課  
〒673-1431 兵庫県加東市社字西柿1075-2

(3) 提出期限

平成30年8月15日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年10月15日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。